

■福岡市総合評価方式実施ガイドライン(平成28年8月)の変更点

- P10 技術評価項目一覧において
- ・社会貢献・政策貢献の項目に「協力雇用主支援事業」「消防団協力事業所支援事業」を追記
- P12 「提案項目」の提案作成上の留意点（共通）において
- ・標準案での施工を行う場合について、表現を変更
- P13 「技術提案」の提案作成上の留意点（WTO型，I型）において
- ・「－」に該当するものに，「追加提案」としない提案に該当する」を追記
- P14 「施工上の提案」の提案作成上の留意点（II型）において
- ・「－」に該当するものに，「追加提案」としない提案に該当する」を追記（2箇所）
- P15 「追加提案」としない提案について，において
- ・複数提案について追記
- P18 評価項目の内容③において，表現を変更
- P26 社会貢献・政策貢献において
- ・社会貢献優良企業の対象事業として，「協力雇用主支援事業」「消防団協力事業所支援事業」を追記
 - ・上記の変更に伴い，上段の表の配点の表現を変更
- P27 本店所在において
- ・D評価を「本店所在かつ名簿登載期間10年未満」に変更
 - ・E評価を「本店所在せず」に変更
- P28 技術提案書の作成と提出において
- ・様式の提出について，表現を変更
- P35 開示するイメージにおいて
- ・「－」に該当するものに，「追加提案」としない提案に該当する」を追記
- P33 入札参加資格の失格において，表現を修正
- P36 評価に係る問い合わせ等について
- ・「落札者決定を行った日の翌日」を削除
- P39 試行運用について，において
- ・「適用しております」に表現を変更